

午前九時〇〇分開議

○議長（谷重幸君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

報告します。ひまわりこども園長は、卒園式のため、午前中欠席です。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問の順序は、お手元に配付のとおりです。

2番、北村議員の質問を許します。2番、北村議員。

○2番（北村龍二君） 議長のお許しを得ましたので、通告に従い、春風駘蕩、爽やかにやってみりたいと思います。

その前に一言。またこのたび、美浜町長選挙、美浜町議会議員一般選挙を終え、藪内町長はじめ、議会議員にも新たな出発点に立ち、美浜町が抱えている課題に不撓不屈の精神で努力していきたいと思っております。そして、議員には執行権はありませんが、住民の代表として、町の具体的な施策の最終決定や、決定した施策の実施が適正になされているか、行財政運営の批判と監視を行っていきたく思います。

失礼しました。それでは、やってみりたいと思います。

全町民に現金給付を。

世界で上がり続けている物価は、とどまる気配はありません。最悪の場合は、まだまだ物価が上がるイメージしか私にはありません。激しいインフレに見舞われている状況から、日本国民も悲鳴を上げています。

世界では、景気への悪影響を覚悟でインフレを抑え込もうとしています。こうした世界規模のインフレは、なぜ起きたのでしょうか。

日本でよく言われているのはウクライナでの戦争だと思いますが、戦争自体は2022年に始まって、今年で丸1年ですが、インフレ自体は2021年4月頃から欧米諸国のあちこちで発生しておりました。

このことを見てもみますと、戦争がインフレの直接的な要因ではないような気がします。考えられるのは何かというと、例のパンデミックの影響だと私は推測します。

私たちの生活を3年前まで振り返ってみると、最近ではサービスというものをあまり消費しなくなっているような気がします。新型コロナ拡大前は、食堂や遊園地、動物園やショッピングモール、居酒屋さんや夜の楽しいお店などに行って、楽しい日々を過ごしてまいりました。

しかし、新型コロナが入ってきた途端に、食材や飲食物を、いわゆる物として買ってきたり、通販ショップで生活必需品を買い、テレビやSNSで遊園地や動物園に行った気分になっていました。

その結果、どうなっていったでしょう。それは、サービスという消費をやめて、もしくは

は極力抑えて、物の消費のみに方向転換され、サービスの部分をカットしてきたのです。この方向転換されたことは、当時、一過性ではないかと言われていましたが、いまだに残っています。

結果、現在でも需要が増えた分、物自体の値段が上がり、サービスに比べて物の値段が高くなることが起きて、これが全体のインフレを起こしていると考えます。

このあおりを受け、和歌山県、そして日高郡にも同じような現象が見られてきています。

そこで、美浜町はどうかと考えますと、もちろん例外ではなく、その影響を受けております。美浜町を活性化する前に、皆さんが疲弊していくのが現実的に起こってくるかもしれません。

そこで質問ですが、藪内美和子町長、住民さん全員に10千円の現金給付、もしくは1世帯に20千円の現金を支給しませんか。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） おはようございます。

北村議員の1項目、全町民に現金給付をの住民さん全員に10千円の現金給付、もしくは1世帯に20千円の現金を支給しませんかにお答えいたします。

本町における現金の給付事業については、令和2年5月から国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴い、家計への支援を行うため、住民1人につき100千円の給付金に5千円を上乗せして給付する特別定額給付金や、子育て世帯の生活を支援するため、児童手当を受給する世帯に対し、児童1人につき10千円を上乗せする子育て世帯への臨時特別給付金をはじめ、町内事業者に対しても、国の持続化給付金の給付を受けた事業者を対象に200千円を上限に給付する事業継続応援給付金などの給付金事業を、国からの交付金を活用し、実施してきてございます。

物価高騰支援策としても、昨年は、経営圧迫を受けた農業者及び漁業者に対する農漁業用燃油価格高騰対策緊急支援事業や、地域経済や住民生活を支援するため、1人10千円の第3弾みはま応援商品券事業の実施や、認可保育所や幼稚園等のほか、町外の小・中学校に在所、在園、在学しているお子様を持つ世帯を対象に令和4年10月以降6か月分の給食費相当額を支援金としての支給や、水道料金の基本料金を令和4年12月分から3か月分とメーター使用料を免除する施策等を講じてまいりました。

いずれの事業も、従来の新型コロナウイルス感染症対策や物価高騰支援策など、国からの財源措置がある事業でございます。町独自の事業として、現時点では現金給付をする考えはございません。

○議長（谷重幸君） 2番、北村議員。

○2番（北村龍二君） それでは、再質問させていただきます。

現金給付を考えるつもりはございませんと言われると、なかなか次の質問にも困るところではございますが、大体私も予想はついておりました。

じゃ、例えば、考えるつもりはございません、ちょっと寂しい気持ちにもなるんですけども、町長、何が原因かなとか私も考えたことがあって、そしたら例えば国がやっているじゃないかということも考えられるし、ほかには、ばらまきのイメージが悪いとか、そういうものもあるのかなと思ったり、あと、僕、一個は、こういうことは思われぬのかと思ったことで、住民さんへのサービスとは何やというときに、このばらまきはもうサービスではないとお考えになっておられるのかなというイメージになりました。

とにかく、考えがございませんという中で、私も道を切り開くのはなかなかしんどいことでありまして、例に挙げると、例えば国やったら、この条件に漏れる方がおられるわけです。今回でもそうでしょう。低所得者さんに30千円でしたっけ。子どもさんに50千円でしたっけ。その中間層というのは、頂けないということですよ。

ましてや、今、この美浜町だけを見ると、もちろん、こんなん言うたらあれですけども、物すごい大富豪ばかりの町ではないですよ。子どもさんがたくさんいる町でもないですよ。そう考えたときに、国でちゃんとやってくれるやないかと、100千円もうたときも5千円つけているし、10千円も商品券渡しているしということで、国がやってくれるという考えであれば、ちょっと考え方が違うかなと。

美浜町をやっぱり守っていただきたい。町民さんも生命、財産を守っていただきたいということで、私は、そんなん10千円やったら何ともならぬのちゃうかと思われるかも分かりませんが、いっぱい、町長、いはりましたわ、僕、今回、10千円というくくりじゃないですよ、20千円か30千円、そんなん別にして、やっぱり町長もうたっておられるように、今回は貯金いっばいためましたと、今度は皆様に還元する番ですと、最近はずっとおっしゃっているんですよ。だから、それに対して、町の皆さんは、今回もしかしたらあれやなど、景気悪いしということで、もしかしたら配っていただけるんちゃうかなとか、言い方悪く言うたら、お金いっぱいあんなやろと。だから、うちも六千何人やな、7,000人あんのかと言われて、6,500人ぐらいやと言われて、ほな10千円配っても65,000千円やろうという話もよく聞きます。これはもう、ほんまに現実聞いております。1か所じゃないです。

さっきも最後に言うた住民へのサービスの見え方として、一番、目につきますよね。例えば、国で言うところの、これは悪口じゃないんですけども、例えば今みたいに行きますよ、お金行きますよと言うて、もうじき選挙ですわと言うのと、美浜町めっちゃ元気あったやないかと、他市町、選挙なかったやないかと、美浜町、選挙あったやないかと。今回、3月のちょうどええ機会ですよ。そこで、選挙もあつたし、元気やな、よう言われましたよね、たしか。多分、皆さん言われていると思います、美浜町元気やなど。

その後、町民さんに10千円配るんやて、20千円給付するんやてと言うたら、やっぱりほかの周りの見る目も変わりますし、周りが見る目が変わったからどうってないんですけども、やはりそういうのというのは、例えば人口減少にしてもそうですけれども、やっぱり見る目変わりますよね。美浜町に来てみたい。おお、あそこ、ええ町やな、今度、

給食費もあれかい、ただにすんのかい。75歳以上の外出支援券もみんなに配るんかい、お金も配ってくれるんかいというふうな感じになってきますよね。相乗効果って出ると思うんですよね。

ですから、ぱーんと考えありませんと言われたら、もうそれまでかも分かりませんし、私みたいな一議員がお金配ってくださいよと言って、ほな60,000千もの金配れるとは僕は思っていませんけれども、もともと。でも、そういう方がたくさんおられる、この町には。大変しんどい思いされている方がたくさんおられます。それ、一回ちょっともう一回、今、見詰め直していただいて、もう一度ちょっとご回答いただきたいです。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 北村議員の再質問にお答えいたします。

まず、町の貯金も増えたからサービスとして現金配ったらどうかと、もう一度考えてみてはというご質問でございますが、確かに次の4年間、住民の皆さんに還元するというところで申し上げております。2期目は、もちろんそのように考えてございます。

ただ、それが、現金を配布することがサービスではないように私は感じます。物価高騰により、子どもの給食費無償化についても喫緊に考えなければいけないということや、あと高齢者の外出支援券の拡充、それと各地区要望のそれを、各地区の優先順位が高い順に進めていく。今までは、各地区から出てきた分が、その中でも優先順位を決めてやらせていただいていたけれども、今回は、もうやっぱり各地区から出てきた分、最初の一番大事なものを言っていただいて、それを全体的に進めていくというふうに考えてございますので、そういうこともサービスだと考えておりますので、そのように進めていきたいと考えます。

国でも、非課税世帯とか子どもの世帯なんかもまた出てきますけれども、そういうことについては遅れることがないよう、しっかり交付していきたいなというふうにも考えております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 2番、北村議員。

○2番（北村龍二君） 私は、町長の応援団です。町長に携わることで、何か私でも力になればと思うところはあります。

しかしながら、この所信表明のこと言ってええのかどうか分かりませんが、通告外になるのかな。結局、これを見る限りで、私は正直、何をもって、中身はありますよ。中身はあるんですけれども、どれにお金要るのかなと、4年間、所信表明の中の4年、所信表明といたら4年分でしょう。その分に、どこに何億ものお金、これから出てくるかも分かりませんが、6月で。ただし、ただし、それぐらいのことであれば所信表明にも書いていただきたかったし、先ほどおっしゃったように、現金給付が住民サービスとは思いませんとおっしゃいましたけれども、現金給付は住民サービスですよ。必ずしもかも分かりませんが、現金給付というのは、住民の生命守るため、財産守るための手段の一

つです。間違いなく住民サービスですよ、これも。それで、目に見えた住民サービスです。

だから、私、今回言いたいのは本当に、例えばガソリン上がったとか、燃料上がったとか、電気代上がった。電気代なんか倍ぐらいに見えますよね。細かいところで言うたら、卵も上がった、ポン酢も上がった、しょうゆも上がった。私、よう知っているんです、やっぱり、買物よう行くんで、主夫なんで、ほんまによう知っているんです。それが、ポン酢やったら280円が290円になったぐらいの話じゃないんです。340円、350円と上がっているんです。

10千円でも頂けたら、コロナのときのように、お店は活性化しないかも分かりませんが、今、しんどいときの家族の状態、家庭の状態で、たとえ10千円であろうと、町がやっていただいたことに対して、貯金するなり、出た分をこっちへ持って自分ところへ貯金するなり、またそれで何か野菜を買うなりできるんです。貯金するのも自由です。

町長も、やっぱり町の貯金とよく言われるんじゃないですか。ためな何もできひんと言わはるじゃないですか。ためる税金はためるんやけれども、家庭のところはお金、そら働け、働いてためろと言われたらそうかも分からんけれども、税金だって一緒じゃないですか。努力はされていますよ、ふるさと納税とか、たくさん町長取られていますけれども、そやけど、努力しても物価が上って全然生活できないという方も、僕、絶対おられると思うんです、たくさん、実は。日本なんか、中流家庭、中流家庭と言いますけれども、現実、中流家庭なんかないと言いますもんね、もう。収入が低くて。やっぱり、10千円あったら全然違うということをはんまにおっしゃっていました。

国と言いますけれども、国でこんだけもうています、だから子どもにこんだけやっていますと言いますけれども、美浜町民さんは、私は子どものことで応援して、よくここでも、議会でも言いますけれども、美浜町民さんはゼロ歳から百何十歳まで美浜町民さんです。子どもも大事、私らも大事、40代、50代、60代も大事、もっともっと上の年配の方も大事です。それを考えると、一律というのは、僕はすごいふさわしいし、何よりもこの活気がある美浜町にすごい影響力、他市町にも影響力が出てくると思います。

こんだけ国が国がおっしゃいますけれども、この中央集権からこの地方分権にしろしろしろ言われて、そのときだけ国がやってくれるからええやないかと。町は、ええよ、別に、お金またくれるからという考え方より、私がやったるんや、私が町を守るんや。もし、違いますよ、例えば和田のどこかに今度、ばーんと高台建てるんやと、3億使うんや、4億使うんや、所信表明でも言うたやろ、北村と言うてもらう分はいいです。ああ、そうですかと。それでも16億、今度どうですか、19億ぐらいになるんですか。それでもまだまだいけると思います。

何か町長の采配で、裁量で1億、2億ばーんて、こんなん言うたら町民さんに怒られるかも分かりませんが、采配で何か造っていただいて、何か行動していただいて、やっていただくべきだと私は思います。その中の一つが、間違いなく町民さんに喜ばれる現金給付かなと私は思います。いかがでしょうか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 北村議員にお答えいたします。

北村議員、力強く現金給付という形で、本当に物価、いろんな食品上がっております。私も認識しております。

ただ、それを町単独で一律に現金給付をするというのは、どうかなというふうを考えるところがあって、赤ちゃん誕生祝金、お祝い金ですけれども、これも滞納がある方には交付しておりません。そういう中で、やはりそういう滞納等、公共料金滞納をされている方に、一律に皆さんお配りするのはどうかなというふうにも考えてございます。

本当に事業所の方も大変だと思います、この燃油高騰。だから、やはり住民の方々や事業所の方、声が大きくなれば商品券発行の選択肢はあるかなというふうには考えてございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 2番、北村議員。

○2番（北村龍二君） いや、次いく前にちょっと一言だけ。

何でそこまでかたくなに、何が原因かなと思ったんです。ただただ、しないというだけの単純な話でよかったのかなと思ったんです。すみません、それはもう結構です。

いじめ問題について。

近年、また、いじめが大きなニュースとなっています。なぜ、いまだに根本的な解決に至っていないのだろうかと思うことがありました。

いじめは、80年代半ば以降、人々の関心を引く社会問題になりましたが、いじめ対策は効果を上げていないと私は思っております。いじめは、なくならないと思っています。なぜ、なくならないのかと考えたこともあります。

ある方は、いじめがなくならない原因にこんなことを書かれている人がいました。「市民社会のまっとうな秩序から遮断した閉鎖空間に閉じこめ、逃げることができず、ちょうどよい具合に対人距離を調整できないようにして、強制的にベタベタさせる生活環境が、いじめを蔓延させ、エスカレートさせている」

また、このことについて、解決方法もこの方は書かれていました。「学校独自の反市民的な『学校らしい』秩序を許さず、学校を市民社会のまっとうな秩序で運営させる。閉鎖空間に閉じこめて強制的にベタベタさせることをせず、ひとりひとりが対人距離を自由に調節できるようにする」とありました。

ここまでの発言をしてしまうと、学校の存在価値までが疑問視されてしまい、私もここはそこまで思いません。しかしながら、学校が学校らしい運営をすることによって、いじめが起こるということには、少し賛同できる部分はあります。

では、このいじめが起こったときに、周りの大人、すなわち学校関係者、両親、警察などはどういう対応をするべきなのかを考えていただきたいと思います。

まずは、どこからどこまでがいじめなのかをちゃんと認識したいと思います。そして、

美浜町の小学校、中学校ではどうか、大人たちの対応はどうか、このことを皆さんで共有したいという考えから、今回、この質問をしております。

いじめ問題について、法令上のいじめとはどういうことかを、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）のいじめが定義に規定されている部分を確認する必要があります。

この法律においては、「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる都合も含む。）」となっております。

何が書かれているのか、全く分かりづらい文章ですが、要するに、いじめとは、当該児童・生徒が一定の人間関係のある者から心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものとするとなっております。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童・生徒の立場に立つて行うものとする。

このいじめの中に、「犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なもの」も含まれます。これらについて、「早期に警察へ相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要となる」と示されております。

そこで質問でございます。

1つ、当町において、ここ何年かでいじめ問題はありませんでしたか。

2つ、いじめの定義というのは変遷してきていますが、学校でのいじめの認識はどう見極めていますか。

3つ、当町においていじめ問題が起こったとき、学校関係者、教育委員会はどのような順序で、どのような対応を取ってきましたか。

4つ目、今後、いじめ問題を教育長はどのようにお考えで、どういった対応をされていますか。

以上4点、よろしく願いいたします。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） おはようございます。

北村議員の2項目、いじめ問題についての1点目のご質問、当町において、ここ何年かでいじめ問題はありませんでしたかにお答えいたします。

いじめ問題は、児童・生徒からの訴えがあったケースや教員が認知したケースのほか、各学期に1回ずつ行っているいじめアンケートで認知したケースがあります。このように、年度によって差はございますが、毎年認知し、対応しているところです。

次に、2点目のご質問、いじめの定義というのは変遷してきていますが、学校でのいじ

めの認識はどう見極めていきますかにお答えいたします。

学校におけるいじめは、北村議員ご指摘のとおり、平成25年に施行されたいじめ防止対策推進法第2条で定義される、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」を根拠にしています。

もう少し補足しますと、かつては「一方的に」「継続的に」「深刻な」という文言があったのですが、これは平成18年度から削除されました。また、この法律以前は、「心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とありましたが、「攻撃」が「影響」という表現に変わっています。

さらに、文部科学省が毎年行っている児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査において、平成18年分からは、いじめ件数の呼称は「発生件数」から「認知件数」に改められました。この呼称の変更は、形式的なものではなく、いじめは大人をはじめとする第三者には見えにくく、教職員が発見できた件数は、あくまで真の発生件数の一部にすぎず、限界のある数字であるにもかかわらず、あたかも客観的に全体を把握したものと誤解させる発生件数などの表現を用いることはふさわしくないという考えによるものでした。

すなわち、学校が把握したいじめ事案はごく一部と捉え、積極的に認知し、解消を図っていくという姿勢を重視するという方向性が示されました。いじめ防止対策推進法に遡ること7年前に、いじめに対する考え方を180度転換することが求められたということです。これは、従前の考え方では、いじめは認知できなかったという反省によるものと、私自身、認識しています。

しかしながら、それ以後も深刻ないじめ問題は全国各地で発生しました。中でも、平成23年に起こった津市立中学校2年生が被害に遭ったいじめは、全国的に衝撃が走った事件でした。この事件は、いじめ防止対策推進法制定のきっかけとなりました。

ここまで、いじめの定義が変遷した経緯と、いじめ防止対策推進法制定について説明させていただきました。このことを踏まえた上で、いじめは、頻度やダメージの大きさにかかわらず、たった一度であってもいじめに変わりはない、その1回が致命的になるかもしれないと考え、いじめを受けた児童・生徒の心情に寄り添い、取り組むことが必要だと考えます。

また、同じ行為であっても、児童・生徒一人一人、感じ方や受け止め方が違います。被害を受けた児童・生徒が嫌だと感じたらいじめとみなし、いじめを受けたという訴えがあった場合、その訴えを真剣に受け止め、迅速に対応することが重要と考えます。

さらには、表面化しないケースもあります。特に、近年のSNSの発達は、いじめを潜在化させることも十分にあることを認識しておかなければなりません。

次に、3点目のご質問、町においていじめ問題が起こったとき、学校関係者、教育委員

会はどのような順序で、どのような対応を取ってきましたかにお答えいたします。

いじめ防止対策推進法に規定される重大事態と考えられるいじめ事案の対処と、そうでない場合とでは対応が分かります。

重大事態とは、いじめ防止対策推進法第28条で、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき」「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と規定されています。

重大事態には至らないものの、いじめ事案は、1番目のご質問でお答えしましたように、発生しています。

学校において、いじめ事案を把握した場合、校長より教育長に報告があります。教育長は、対処方法や指導の方向性を確認の上、必要があれば指導、助言を行います。その際に、暴力行為等含む場合は、補導センターを通じて警察に通報するように指導することもあります。学校では、被害児童・生徒、加害児童・生徒への指導を行うとともに、保護者へも連絡し、協力をお願いします。また、教育長は、定例の教育委員会において教育委員に報告します。ただし、いじめの内容によっては、臨時に教育委員会を招集し、報告、協議する場合もあることを想定していますが、私が教育長に就任して以後、現在まではそういう事案は起こっていません。

なお、いじめ事案を含む学校で発生しました事故につきましては、軽微なものを除きまして、その都度、町長に報告を上げています。

次に、4点目のご質問、今後、いじめ問題を教育長はどのようにお考えで、どういった対応をしていけますかにお答えいたします。

平成25年にいじめ防止対策推進法が制定され、各方面で対策が強化されました。学校においても、形式的な内容に陥ることのないように工夫を凝らしながら、日常的に啓発及び指導を行っています。それにもかかわらず、全国的には重大事態に至るいじめ事案の発生は後を絶ちません。

いじめは、人間の尊厳、人権に関わる重大な問題である決して許されない行為です。しかし、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであることから、全ての関係者が常にこの問題を厳しく受け止め、一人の犠牲者も出さないという強い意志を持って、学校、教育委員会と家庭、地域が連携して情報共有しながら取り組む必要があると考えます。

いじめは、どの子にも、どの学校でも起こり得ると申しました。だからこそ、いじめ対策の基本は、予防のための教育と並行して、早期発見と迅速かつ適切な対応、その後の抜かりないケアが必要であると考えます。その際、法律やマニュアルが万能なものとは思いませんが、過去の事例を見る中で、当たり前のことを当たり前にやっていたら、いじめが深刻化する前に止めることができたのではないかと感じる事が多く見受けられます。それは、教育委員会の対応しかりです。

生身の子どもたちに対して、マニュアルどおりにはいかないことは承知の上で、本町いじめ防止対策基本方針をはじめ、文部科学省や和歌山県教育委員会から出ているいじめ防

止に関するマニュアル等を再確認し、日頃の取組を再点検するよう学校に指導してまいりたいと考えます。

以上で北村議員の答弁とさせていただきます。

○議長（谷重幸君） 2番、北村議員。

○2番（北村龍二君） 大変難しい問題ではあります。学校という仕組みの中で、私も冒頭に述べさせていただきましたが、なくなる問題かなというのは正直思うところがあります。学校以外でも、職場でも、たくさんこういうことはあると思っておりますので、いじめという言葉自体がなくなるような気もせんでもない。よくないことなんですけれども、そんな気がします。

早速なんですけれども、1番目の質問で、私は当町において、ここ何年かで毎年認知していると書かれておりました。対応しているとありますが、ここから質問です。

認知した後は、学校と教育委員会は、どんな解決方法で、どんな改善策を取り、どういういじめ問題がそのときだけでもなくなったか。例を出して、一度、こんなでなくなりましたと、改善したからこんなでなくなりましたという例を、何年前でも結構です、一度教えていただきたいです。美浜町のその取組の方針、教えていただきたいです。

そこに、もう一個だけすみません。教育長として、そういう指示系統はどこまで踏み込んで、解決したときに、どこまで指示できたんやということの流れも教えていただきたいです。その解決したやつの中でね。

もう一つ、もう次、2番です。

いじめの定義というのは変遷してきたと言いますが、学校でのいじめの認識はどう見極めていきますかの問いなんですけれども、教育長のお話を総合して考えてみますと、国からの指針を含め、いじめ問題は発生件数ではなく認知件数だということでした。そのいじめを受けた児童・生徒の心情に寄り添い、取り組むことが必要だと考えるとおっしゃっていました。また、行為であっても、児童・生徒一人一人、感じ方や受け止め方が違う、被害を受けた児童・生徒が嫌だと感じたらいじめやとみなすと、いじめを受けたほうの訴えがあった場合、その訴えを真剣に受け止め、迅速に対応することが重要と言われておられます。

そこで質問です。

いじめ認定とは、どうなったらいじめ認定とみなすんですか。もう、その都度違うと思うんですけれども、もし例があったら、その例を教えてください。

どの機関で認定されたらいじめ認定ということか、2番目の質問ですよ。それで、その認知度合いというのは、どんな基準、いまさっき言いましたっけ、ちょっと違いますね。どんな基準で設けて認定されるのか。もう少し、だからかみ砕いて、踏み込んでお話しいただきたい。2番目です。

3番目は、ちょっと引っかけたところがあって、ちょっと一概には言えやんかも分かんなんですけれども、私が教育長に就任してから臨時に教育委員会を招集していないと、お

かげさんで、なかったというような、なかったというのは、大きな問題がなかったという意味ですよ。招集していないと言うということは、いじめを認識していないという可能性もあるじゃないですか、裏を返せば。だから、物すごいことがあっても認識されていない場合、もちろん学校側がまずスタートで認識されていなくて、もちろんだから教育長が認識されていなくて、その結果、招集かからなんだという場合も絶対ないとは言い切れやんと思うんですよ、やっぱり。子どものやることですから、陰でやることですから、こんな、いじめってね、僕やったことないから分からないですけども、多分そうやと思うんです。だから、そういうのって、認知されていないというところの部分ってあると思うんで、そこは教育長、やっぱり一回考えていただいて、そういう招集がなかったから何も無いやで、うちはというような考えではなくて、もうちょっと臨機応変に、それでもあるかも分からんという考えの下に行動していただければありがたいなと、親としても思います。もちろん、議員として思っております。

最後の4番目、こちらはもうおっしゃられるとおりで私は思っております。何も言うところはございません。

ですから、1、2、3番目、もう一度お願いします。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） 北村議員の再質問にお答えいたします。

まず、1番目のご質問になりますけれども、指導して以後、なくなりましたかというご質問なんですけれども、学校では、1番目もお答えしましたように、やっぱりいじめの認知件数というのは、年間かなりの件数があるのは事実でございます。その中で、その都度、学校では指導を続けています。

じゃ、ある事例が起こった。そのよく似た事例というのは、もう起こらないかというたら、同じような事例が繰り返し繰り返し起こっているというのも事実です。ただ、その場合、いわゆる加害となる児童は当然変わっている、あるいは同じ加害の児童が同じことを繰り返す場合、これもやっぱりあります。それは、その都度指導していくわけなんですけれども、そこで、この指導をしたから解決したというの、これはなくならないのが、これがやっぱりそのいじめの根深いところ、今、完全にはなくならないところではあるかなというふうに思っているところです。

ですから、具体的にこういう指導でこういう効果があったというのは、残念ながら、今、申し上げることはできないんですけども、ただ、この指導をしたおかげで止まったというんですか、それはやっぱりあります。そういう形で、どないというんですか、ある事案が起こったときには、その都度きちんと指導して、やっぱり同じ子どもがずっと被害を受けないようにというんですか、そういう対応はしているところです。

それでも、繰り返しになりますけれども、なくならないケースもあります。それはもう、その都度、繰り返し繰り返し指導していくしかない、指導していつているというのが現状です。

やっぱり、最終的には、そのことによって子どもが不登校になるであるとか、そういうことを、そこに至らないように繰り返し日常的に取り組んでいるということです。

それに対して、どこまで教育長は指示をしてきたかということなんですけれども、これはもう学校から教育長会あるいは気になる事案等については日常的に報告を受け、関わっているところなんです。それに対して、やっぱり指導方法等についても、ちょっとやっぱり弱いのであるとか、方法について疑問がある場合には、私だったらこう対応するけれどもというお話を、常に意思疎通をしながら学校に指導しているところでございます。

続きまして、どういうふうになったらいじめか、認定ですけれども、これは答弁の中でもお答えしましたように、子どもがいじめを受けたというふうに感じたら、全てを一応いじめとして認知し、そして対応します。

ですから、先日もあったんですけれども、自分がファンであるタレントの悪口を言っていたと、私はそれですごく嫌な気持ちになった、これやっぱりいじめであるという、そういうケースもあったわけなんですけれども、そんなことでも、そんなことでもという言い方はあれですね、やっぱり学校ではきちんと話を聞いて、そして対応するということになっています。これも認知件数の1件です。そこまで考え、対応しているということです。

そして、3つ目の重大事態ということで、臨時の教育委員会を招集したケースはなかったという、それに対してですけれども、これは私の説明不足というふうに考えているところです、北村議員の再質問を受けまして。

といいますのは、なかったんやという、そういうことではなくて、事実をお伝えしたということです。ですから、その中には、把握し切れていないケースもあるかもしれないという、当然そういう認識は持っております。ただ、重大事態として直ちに臨時の教育委員会を招集したというケースはなかったということです。

ただ、例えば、物すごく定期の教育委員会に近い日程、例えば明日、あさって、もう定期の教育委員会が入ってあると、そういう中で、ここはもう定期の教育委員会で報告したのでよかろうと、そういうことで報告した事案というのがあります。

ということで、北村議員の再質問にお答えいたします。

○議長（谷重幸君） 2番、北村議員。

○2番（北村龍二君） 難しいと思います。何か、教育長のお話を聞いていると、これは嫌みじゃなくて、ふわっとしているお話に聞こえてしまうんですよ。だから、ほなどうしたらええんよという答えなんかはないと思うんですけれども、今のさっきのタレントのお話なんかをお聞きしてもそうですけれども、そんなんやったら物すごい、みんな、いじめていますね、みんなね。そういう話になればね。

ただ、ほんでも、私、一番怖いのは、やっぱり体とかに傷つけたり、一生物になるようなことになると、やはり取り返しつかん。誰が責任持つんやという話。私らも、よく今までも経験であったんですけれども、こんなこと起こったら誰が責任持つんやというような体の事件って、ないとは限りませんよね、こんだけ、こういう世の中ですから。そのとき

に、やっぱり責任の所在というのは教育長にあったり、その上の町長にあたりする。これも理解はできるんですけども、そんなこと起こっては駄目ですよ、でもね。

だから、もうこの再々質問でね、防止策として、例えば私も結構こうして文科省のほうから、よその県のやつから、いろいろアンケートがありますよというのをいろいろ調べたんですけども、大体みんなやっぱり文科省から通達来ているの、同じこと書いているんですよ。今のおっしゃった、ここで教育長が丁寧に説明していただいた文面ですよ。大体ここ一緒ですよ。でも、それではちょっとしんどいんじゃないかなという案件もあるじゃないですか。

だから、それで、教育長から見て、今後ね、これ、ええ悪いは別ですよ。例えば、カメラつけるだの、つけている学校もありますよね。もちろん、ご父兄の方、親御さんらは、それは反対するかも分らんし、そっちのほうが多いかも分からないですけども、カメラつけている学校も現にございますし、もうちょっと指導の仕方をもっと厳しくするとかする方もおられますし、また、さっきの私が冒頭に言うたように、教室にこうぐつとやってしまったらいじめは起こる、もっとふわっとやったほうがいじめは起こらないという、簡単に言うたら理屈なんですけれども、そういう結構規律が少ない、規則が少ない学校とかいうのもございます。

今後、教育長はどこまで、僕、やっぱり入り込んでいただいているのかなというのもすごく気になるところで、対学校、校長先生に対して、例えば指導していくというのは、そんなんやったらあかんやないかと言うとか、それとも、やめとこらよと言うんか、いろいろあると思うんです。言い方の話ちやいますよ、そこまできつい文言で訴えられるのかということと、また新しく、もう後ろばかり向いていてもしゃあないんで、新しく何か方法、警察との連携、例えばね。警察との連携も出てくる場合もあるかも分かりません、大変なことやったらね。その辺の学校、役場関係、教育長と警察とかの関係とかも、一回ちょっとお話、一回お聞きできたらなど。

この新しいこと探してほしいのと、警察関係と、教育長の学校に対してどんだけ言えるんかというの、これ最後にお聞きしたいと思います。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） 北村議員のご質問にお答えいたします。

新しいことと申しますと、私自身もそのことではいろいろ悩んでいるというんですか、考えるところです。

ただ、本当にこれ、いじめというのは、最終的には人の心にやっぱり関わってくることでないかと思うんです。そうすると、どんな対応打っても、現実問題、なくならない。

ただ、少しでも減らすために学校でどう指導していくか。それは、道徳の時間であったりとか、教科の学習の時間であったりとか、いろんな場面で時に触れ学校では指導してくれていることであるかと思うんですけども、じゃあ、抜本的な対策、例えば学校に防犯カメラつける。これも、じゃあ、防犯カメラがちゃんと見張っているぞと、だから君たち、

そんなことしたらあかんねんぞというのが本当に教育的な指導かというたら、やっぱりそうではないのかな。理想的ですけれども、そういうことがなくても、やっぱり良心的というんですか、に訴えて、それでそういう事件を起こさないというのが、これが教育現場の理想ではあるかと思うんです。その理想どおりにはいかないというのは重々承知の上でなんですけれども。

ですから、学校の中へ、今のところ、そういうカメラ、警察関係者から、もうそういうことを無理なんかなと言われたこともあるんですけれども、やっぱり教育現場では、そういう常日頃から子どもたちの行動を監視するというのはやっぱりふさわしくないんだなという話もちょっとさせてもらったこともあるんですけれども。

それと、続きまして、警察との連携ですけれども、これ、私自身は絶対に必要であると考えています。

私自身は、今の職に就く前は、補導センターで実は勤務させていただいていました。何かこう警察というと、一つ壁が高いような、ハードルが高いようなことも一般的にはある、学校の先生方でもあるか分からないんですけれども、これやっぱり、例えば傷害、恐喝、これは過去の事例でもいじめということで報道されたりしたことがあるんですけれども、これはもう私自身はいじめではなくて犯罪になるケースではないかなというふうに考えます。その点は、やっぱり厳しく、ある意味捉えて、学校だけの指導ではなくて、そういう警察での指導というんですか、これ何も子どもを犯罪者にするというんじゃないなくて、それなりの責任は負わなければならないんだということを自覚させる、認識させる、そのことが当該の子ども将来に生きてくるのではないかなという、そういう考え方でなんですけれども、ですから警察官との連携というのは必要であると思います。

それは、やっぱり法令、いじめ対策推進法の中でもきちんと明記されているところがございます。

それから、教育長がどれだけ関わっていくかということなんですけれども、私自身は、校長に対して、いろんな面で踏み込んで指導を、このいじめに関してもそうなんですけれども、しているのではないかなというふうに思っています。もうちょっと、校長の判断に任せたらええというところは任せたりするんですけれども、このいじめのケースなんかについては、最後までやっぱりどういう指導をしたのか、その後、子どもがどうなったのかというあたりを確認しているつもりでございます。

すみません、もう一件、もうこれでよかったですか。北村議員に十分答えられたかというのはいえなんですけれども、そういうことで答弁させていただきます。

○議長（谷重幸君） 2番、北村議員。

○2番（北村龍二君） ほんまに大変な、困っている親御さんも子どもさんもいるかも分かりません。いてるかも分かりません。アンケートも、もうちょっと、ぺらぺらの用紙に年3回じゃなくて、もうちょっときっちりと親御さんと一緒に取ってもらおうとかしていただきながら、もうちょっと密にいろいろ考えていただければ、10個あったいじめが8個

になるかも分かりませんし、ぜひその辺お考えいただきまして、これで終わりたいと思います。

以上です。

○議長（谷重幸君）　しばらく休憩します。

再開は10時10分です。

午前九時五十九分休憩

———・———
午前十時一〇分再開

○議長（谷重幸君）　再開します。

8番、龍神議員の質問を許します。8番、龍神議員。

○8番（龍神初美君）　8番、龍神です。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

和田地区ほ場整備について質問いたします。

このたび、3期目の立候補に当たり、1期目からテーマとして挙げてきました農地保全対策について、改めて考える機会になりました。

町長におかれましては、釈迦に説法だと思いますが、近年の農業を取り巻く環境は、年を追うごとに厳しさを増すばかりで、本町も例外ではなく、人口減少や少子高齢化は、農家人口の減少、農業従事者の高齢化、後継者・担い手不足等による耕作放棄地の増加といった厳しい状況を招き、将来を考えれば、早期に抜本的対策に取り組まなければ、第6次長期総合計画でうたわれております「足腰の強い地域産業のまち」の実現は達成できないと思います。

令和2年は、第6次長期総合計画の基本構想計画期間でありましたので、第2回定例会において、農地保全対策について、今後の町のお考えを伺いました。

実は、その当時、和田地区の農業者の皆様から圃場整備ができないかというお声を伺っておりました。土地改良区の会合時などに、当時の産業建設課との勉強会の開催や現地視察などを行い、見識を深めているとも伺っておりました。

しかしながら、当時は財政面の問題や関係機関との話合いなど時期早々であったり、また私の力不足もあり、圃場整備について触れたものの、皆様のお気持ちを十分町に伝えることができませんでした。それ以降、時期が来れば、ぜひ皆様と共に考え、取り組んでいきたいという思いでおりました。

ところが、先月、農林水産建設課に伺いますと、和田地区ほ場整備にかかる地権者説明会が2月21日第1回目を皮切りに、3月9日第6回目まで開催されることを伺いました。和田地区の農業者の皆様のご長年の悲願であります圃場整備による土地条件の一層の向上に向け、関係機関と連携しながら圃場整備に取り組まれていることを伺い、早速3月7日、9日の説明会に同僚議員と参加し、また10日に総務産業建設常任委員会を開催し、農林水産建設課から説明を受けました。

このような現状、動きの中、圃場整備の取組が順調に進めば、町にとっては大きな事業となります。

そこで、町としてのお考えを改めてお伺いいたします。

- 1、美浜町の圃場整備の概要について。
- 2、圃場整備の進捗状況について。
- 3、和田地区ほ場整備にかかる地権者説明会での反応について。
- 4、事業化に向けた課題について。

以上の4点、質問いたします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 龍神議員のご質問、和田地区ほ場整備についての1点目、美浜町の圃場整備の概要についてにお答えいたします。

龍神議員のご質問は和田地区の圃場整備に関してですが、歴史的な部分から少し説明いたします。

本町では、約40年ほど前に、吉原地内において、町が事業主体となって圃場整備を実施し、現在に至っております。当時は、地元の方々のご苦勞、ご協力により実現できたと伺っております。

さて、現在、和歌山県が実施主体となって、和田地内において圃場整備の計画がございます。大まかな範囲を申しますと、南側は、町道美浜中央1号線（通称農免道路）、東は和田川、西は県道柏御坊線手前、北側は日高町との境界付近に囲まれた範囲で、面積は約30ha（30万㎡）となっております。

2点目、圃場整備の進捗状況についてお答えいたします。

令和2年度に圃場整備に関するアンケートを実施、令和3年5月には地元農業者を中心に、和田地区ほ場整備推進委員会を発足、今年度、概略設計が整ってきましたので、令和5年2月21日より、地区別6回に分けて説明会を開催しました。

今後は、説明をできていない地権者への再度の説明や事業への仮同意書を募る予定となっております。

3点目、和田地区ほ場整備にかかる地権者説明会での反応についてお答えいたします。

説明会への出席者は、現在、営農されている方が多く、前向きな説明会となっていると伺っております。

ただ、今後、耕作されていない地権者の方々がどういった反応になるのかは分かりません。

4点目、事業に向けた課題についてにお答えいたします。

公共事業でございますので、事業実施に係る事業区域関係者の仮同意が100%必要であったり、現在の水稻栽培のみならず、裏作により費用対効果が得られる必要がございます。さらに、地元負担も発生してくると思われまふ。そのあたりに対し、どうやってクリアしていくかが課題となってくると思われまふ。

推進委員会を中心に、県とも連携しながら幾度となく協議を重ね、圃場整備の有利さ、例えば農地の大区画化による作業効率の向上、用排水利用に関しての利便性の向上、貸し借りしやすい農地の形成による耕作放棄の対策といったメリットを考慮しますと、和田地区の圃場整備事業は今後の美浜農業を大きく左右する大きな事業であると認識してございます。農業従事者も同じ思いであると思えますし、現に推進委員会を中心に、裏作に適した農作物の栽培を試行していただいております。

私としましては、和歌山県としっかり連携し、推進委員会の皆様と一緒に事業化に向かって課題解決できるよう努力していきたいと考えてございます。

○議長（谷重幸君） 8番、龍神議員。

○8番（龍神初美君） 再質問に入らせていただきます。

美浜町の圃場整備については、ご答弁のとおり、40年ほど前に吉原地区で事業が実施され、現在でも16haの面積を67名の地権者の皆さんで管理運営をしています。当時の町や地権者の皆さんが大変なご苦勞をされ、圃場整備事業を達成していただいた結果、現在では優良農地となり、地権者さんたちが担い手として水稻栽培を行っており、耕作放棄地はありません。

和田地区圃場整備事業では、30haの面積で136名の地権者さんと先日の委員会で伺いました。

先ほども言いましたように、説明会を2度傍聴させていただき、聞けば聞くほど大変大きな事業であり、事業実施から完成までの道のりは長く、課題解決に向け、推進委員さんたちのご苦勞は並大抵ではないことは明らかです。

これから事業化に向け、具体的な作業に取り組まれるわけですが、タイトな日程で進められることでしょうか。県は、順調に進めばと示したスケジュールを見ますと、仮同意取得の目安を令和5年8月までとしています。また、最短で進めるための事業申請まで、あまり時間がありません。約10億円の大きなプロジェクトです。農業者さんだけではなく、美浜町にとっても大きな財産になり、また農業の課題解消の可能性が十分期待されます。

そこで、県、町、推進委員会一体となり進めていく必要があります。町長は、先ほどのご答弁で、県と連携し、委員会と一緒に努力したいとおっしゃいました。この大きな事業を進めていくには、農林水産建設課の今の人数では職員の負担は大きくなるのではないのでしょうか。大きな事業は準備が肝腎だと伺います。特に、地元調整は大変であり、大切に、事業の進行に大きく影響すると思えます。

そこで、1点目の質問です。

現行の農業に従事されている職員は何名ですか。このような課題解決のため、専門に職員を配置するお考えはございませんか。

2点目は、事業実施に伴い発生する地元負担についてです。

説明資料の試算では、国55%、県30%、町7.5%、地元7.5%となっています。先日の委員会でも、割合は今後協議していく必要があるとの説明でした。もう少し、地元

の負担の軽減を検討していただくお考えはございませんか。

以上、2点についてお考えをお伺いいたします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 龍神議員の再質問にお答えいたします。

大きな事業を進めていくには職員の負担になるので、今の従事している職員は何名かということです。農業に従事している職員は、今現在2名でございます。課長補佐、課長も含めませんが、課長補佐、課長もいます。ただ、専門の職員を配置ということですが、なかなか専門というのは難しいかと思えます。関係課の課長にも状況を聞きながら、今後、配置等を検討していきたいというふうに考えております。

地元負担の軽減ということでございますが、負担金について、地元負担どうしたらいいのか、どのようにしたらいいのかというのは、まだ私も分かっておりません。ただ、町もしっかり寄り添い、決断もしていかなければなりません。ですから、まず実施した近隣市町のほうにもお伺いしながら、進めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、龍神議員。

○8番（龍神初美君） これから事業化を目指しての準備段階ですので、現時点ではこれ以上の質問はなかなかないんですけども、和田地区のほ場整備にかかる地権者説明会での推進委員長様のお言葉なんですけれども、今行わないと若い人は作ってくれない、農地も選ばれている、先祖からの財産をこれからも大切にしていきたい、これが和田地区の農業者の皆さんの切実な思いであり、このチャンスを何としても実現させたいという思いがひしひしと伝わってまいりました。

まずは、仮同意100%取得ができなければ事業化に至りません。そのためにも、町の協力が不可欠だと思います。説明会に出席していない人が、委員会で70名あるとお伺いしました。推進委員の皆様を中心に、多分お願いしに、説明をしに行かれると思いますが、大変だと思います。そこで、私は専門の職員の配置をお願いしたわけです。

県営事業では、専門の職員がいれば、先ほども述べた地元調整などの丁寧な対応により事業がスムーズに進んでいると聞いていたので、ぜひとも町には人員の配置など協力体制をしっかりと整えていただき、先ほどご答弁いただきましたように、県、推進委員会一丸となって事業化に向け取り組んでいただきたい。そのためにも、人員について、もう一度考えていただきたいのです。

同じ質問になるので、今回は質問はしません。私も、微力ながら協力したいという思いも述べて、今回はこれで質問を終わります。

○議長（谷重幸君） 4番、松下議員の質問を許します。4番、松下議員。

○4番（松下太一君） 4番、松下です。

議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。

このたびの選挙におきまして初当選させていただきまして、一般質問の席にこうして上らせていただけるとは、少し前までは想像もできなかったものでございます。一生懸命議員という職務に取り組んでいく所存でございますので、よろしくお願いします。

早速ではございますが、一般質問に入ります。

数日前ですが、新聞を見ますと、出生数80万人割れ、少子化加速危機的の見出しが目飛び込んできました。2022年の国内の出生数が前年比の5.1%減、79万9,728人だったと発表され、80万人を割れば、統計を取り始めた1899年以来初めてだと載っていました。

少子化の問題については、ご存じのとおり、いろいろな事態を引き起します。働き手の減少、経済の縮小、社会保障制度の維持、年金や医療、介護等の問題等、たくさん出てきます。

政府の対策としては、たくさんあると思いますが、例えば育児と仕事の両立支援で育児休業制度等を導入しているが、これにも一長一短があり、この恩恵を受けられるのは正規社員が中心で、出産を機に退職した専業主婦や、労働者の約4割を占める非正規雇用の者への恩恵が乏しかったという報告もあります。

当町においても、乳幼児・子どもの医療費の無料化、妊婦への支援、不妊治療への支援等、いろいろ施策をやり、一定の成果が上がっています。

また、人口減少も加速しています。22年の死亡数は前年比の8.9%増と、過去最多だったといえます。第1次ベビーブームの生まれた、いわゆる団塊の世代が22年から75歳を迎え始めたことが影響しているのです。22年の出生数から死亡数を引いた自然減は78万2,000人で、山梨県の人口の約80万と同程度の人口が1年間で消失したという計算ということでもあります。

町として、少子化・人口減少対策について取り組むべき課題がまだまだたくさんあるのではないかと。即効薬はないと思われるが、確実に効果が期待できる施策を考えていくべきだと思うのであります。

本題に入りますが、町長が公約に掲げられたのは、「強く、優しく、美しいまちづくり」であります。災害に強いまち、子育て世代、高齢者に優しいまち、自然の美しいまちを守り、住民の健康や産業振興にということでもあります。私の解釈でございますが、全ての人にこの町が愛され、全ての人が住みたいと思う町にしていきたいのだと考えます。

そこで、少子化・人口減少の問題を根本的に探り、解決していきませんか。

例えば、美浜町の強みと弱みを考えたとき、強みは、現在、ふるさと納税や過疎債等、そして町長の努力によるものだと思いますが、最近やっと財政が充実してきていると感じます。また、関西経済圏に通勤するとしても約2時間以内と、比較的便利であると考えます。また、町のほとんどが平たんであり、海に近く、煙樹ヶ浜、松林等、風光明媚な自然があり、住環境、生活環境としては絶好な状態と言えます。そして、何よりも役場職員の方々が比較的若く、新しいことに対応、チャレンジしていく気構えがあると信じています。

弱みとしては、人口減少等によることの税収入が少ない。また、津波の心配な地域であり、台風の進路にも当たり、台風被害が予想される地域でもあります。そして、高齢化が進み、勤労者世帯の減少に加え、子どもの数も減少しています。特に、人口減少問題については、危機感を持って、今すぐにも方策を講じ、対処していかなければならない問題であります。

美浜町の強みを今後に生かし、また今まで以上に努力を重ねることが必要になってこようかと思えます。しかし、高齢者に優しく、勤労者世帯を増やし、子どもを増やすにはどうしたらよいものか、勤労子育て世代の居住を増やすにはどうしたらよいものなのかを考えたとき、やはり最も重要なものは、生活を営む上での流通・交通の基礎基盤となる道路であると考えます。

長年にわたり、旧来からの住宅地内における道路は、昭和時代、少しオーバーな言い方かもしれませんが、昭和初期のままで手つかずと言って過言ではないと思えます。特に、吉原地区においては、都市計画区域に設定されています。ほかにも、浜ノ瀬、新浜、田井でございますが、何年たっても狭い道路が一向に広がっていません。家を新築するとき、4mの道路を確保すべく、セットバックして家が建っているはずなのですが、いろいろ事情もあるのがよく分かるのですが、それが守られていれば、こういった問題も長い年月で解決していたはずです。若い世代は、自動車の入らない、または入ってもぎりぎりに対向できないような地域を捨て、結果、ほかの町へ行ってしまうということになりかねません。

残された住宅地には高齢者が住み、介護関係の車の往来が増加することになります。また、緊急車両、救急車とか消防車の進入に関しても障害のある道路がほとんどであり、現在の生活道路としての機能、必要性が満たされていません。近い将来、ドーナツ化現象になってしまうと危惧するものであります。

そこで、これらの対策が急務であると考えます。この道路対策によって、従来からの住宅地を再生させ、人口減少を食い止め、ドーナツ化を防ぐ、人口増加への第一歩ではないかと考えるところであります。

そこで質問です。

過去、先輩議員が何度か、狭小道路の改良の質問があったと思いますが、現状を踏まえ、吉原・和田地内並びに他の地域の旧来からの狭小であるのに基幹となっている町道の整備について、自転車・歩行者の保護と円滑な自動車の通行のための待避スペースの確保を危機感を持ってすぐにでも進めてもらえないか。そして、せっかく都市計画区域というものがあながら、何とかならないものか。

以上、述べさせていただいた点について、町長の考えを聞かせてください。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 松下議員のご質問、少子化・人口減少問題とインフラ整備の1点目、町道の整備については、自転車・歩行者の保護と円滑な自動車の通行のための待避

スペースの確保を、順次できるところから危機感を持ってすぐにでも進めてもらえないかについてお答えいたします。

道路は、人や地域をつなぎ、人・物の移動を支援する、また地域・町の骨格をつくり、住民の日常生活や人々の交流、経済活動を支援する重要な社会基盤であると考えます。そのことを念頭に、松下議員のご質問にお答えいたします。

確かに、以前の道路は車が通ればよしという時代から、住民ニーズは大きく変遷していると感じています。高齢者用デイサービスの送迎や自家用車の大型化、物流車両が行き交うなどの理由により、道路改良の要望も毎年多くいただいております。緊急車両への対応もoshiかりでございます。また、歩行者や自転車通行者の安全確保といった点も、当然の事柄であると私も十分理解しております。

全体的に幅員の狭い道路が多く、改善を図り、安全性・利便性の向上に取り組むといった議員のお考えに対しましても、全くもって同感でございます。

ただ、基幹となる道路において、全ての区間となると、用地など地元の理解や協力が必要になってくるのも事実でございます。そのことを踏まえ、私の所信表明でも、「地区の協力を得ながら町道の拡幅等、できるところから進めていきたい」と申し上げた次第です。

実際に、ひまわりこども園から松原王子神社に通じる道路の拡幅といった要望も出されていましたが、用地等の関係で実施に至っておりません。

その中で、令和4年度を取組といたしまして、各自治会の要望を基に、道路改良を中心に行ってまいりました。そのほとんどが道路の一部拡幅工事でございます。一部区間で車両が対向できる、または車両待避所機能を持たせるといった整備でございます。

自治会から提出された令和5年度要望書についても、道路改良や排水改良といった箇所を中心に、私と副町長、担当課職員で現地を確認し、自治会長からも説明を受けてございますので、引き続き道路の一部拡幅や車両の待避所等の改良をできるところから行っていきたいと思っております。

2点目の都市計画区域というものがあいながら、何とかならないものかにお答えいたします。

今年度、都市計画マスタープラン作成のため、アンケートを実施しました。その中でも、やはり交通状況、災害対応、緊急時対応、人口減少問題等、要因は様々でございますが、道路拡幅を望む意見が多く出されています。

私としましては、道路の重要性を考慮し、そういった住民の意見に耳を傾けながら、中・長期的な視点で今後の予算編成を行っていきたくと考えてございます。

○議長（谷重幸君） 4番、松下議員。

○4番（松下太一君） まず、1点目ですけれども、地区の要望があったからするのではなくて、確かに地区の要望も大変重要だと考えています。

しかし、町として、基幹となる幅員の狭い町道を計画的に整備推進していかなければならない問題ではないのか。確かに、用地が絡むと難しいのが分かるが、つい最近、岸田総

理大臣も22年の出生数が80万人を割り込んだことを踏まえ、このまま推移すると社会保障制度や地域社会の維持が難しくなる、これから6年、7年が少子化傾向を反転できるかどうかラストチャンスだ、もはや一刻の遅れも許されない、時間との闘いだ、手当などは幾ら強化しても、社会の意識を変えないと少子化問題は乗り越えられないと、危機感をあらわにした発言をされております。

町としても、何か事業を探して買収をするといったことも視野に入れてでもやっていかなければ、手後れになるのではないかと感じます。

2点目のアンケートの結果、住民の皆様の多くは道路の狭さを感じ、危機感を抱いているのではないのか、将来、自分たちの子どもがよそへ出ていってしまうのではないのか、今、住んでいる家にいてくれないのではないのかとか、こういう心配なのではないのか。しかし、私は自分の生まれたこの町が好きです。自分の子どもたちも、そのはずだと信じております。

町長は、このアンケート結果、その結果を見て、どう感じましたか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 松下議員の再質問にお答えいたします。

計画的にということでございます。もちろん、そういう事業があれば、やっているところもございます。基幹道路ではないと言われるかもしれませんが、現に柔剣道場撤去時、一部、道に拡幅もしてございます。また、ある地域では、家を解体し、新築するので、一部、道を拡幅してほしいという地区からの急に要望があったんですけれども、そういうときも、これをチャンスと捉えて実施してございます。

ただし、区長や地区長からの要望については、やはり重要だと捉えておりますので、できるところから進めている状況でございますので、ご理解いただきたいと思っておりますし、また議員も、用地の買収等に何かやれることがありましたら、ご協力をいただければと思っております。

アンケートの結果ですけれども、議員おっしゃることは理解します。しかし、アンケートには様々な事柄が書かれておりました。私も、立場としては、本当に道も重要だと思いますが、道だけにとらわれず、総合的に進めていけるところは進めていきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 4番、松下議員。

○4番（松下太一君） ありがとうございます。

この人口減少問題を考える上で、いろいろな支援策も必要である、大事だと、重要であると考えます。例えば、この施策がソフトとすると、道路整備がハードとします。このソフトとハードの施策、二刀流で考えていかなければ、中・長期的には本当に手後れになるのではないのでしょうか。自分自身も、焦りさえ感じているところでございます。

町長は、この人口減少問題とハードな施策、道路整備、この2つ、やっぱり関係あると

考えますか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 松下議員にお答えいたします。

もちろん、やっぱり若い方、今後、家を新築するには道が大事やと思っていますので、道がないところには家建ててもらえないのかなというふうには考えますが、総合的に、やはり私としてはいろいろと考えていかなければならないので、総合的に進めていけるところから進めていきたいという答弁でございます。

○議長（谷重幸君） 4番、松下議員。

○4番（松下太一君） ありがとうございます。

とにかく、この人口減少、少子化問題、これ即効薬はなかなか見いだせないというのが現状だと思います。町長が言われたとおり、中・長期的な視点に立って、今後の予算編成をもっと危機感を持って、手後れにならないうちに、今すぐにでも確実に進めていってほしいものだと考えておる次第でございます。期待いたします。

最後にお願いがございます。町の事業を進めていく上で、住民の皆様と接する機会が大変多いと感じております農林水産建設課長からの、この件についての考えをできたら聞かせていただきたいのですが、よろしいですか。

○議長（谷重幸君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） お答えさせていただきます。

私も、長い間、工事担当をしてきました。例えば、中学校の改築、その周辺道路の拡幅、また生活環境の改善や水質保全を目的とした農業集落排水事業や公共下水道の整備、大型商業施設や御坊インターへのアクセス道路の整備、最近では、巨大地震・津波対策として一時避難場所の建設と、社会背景と申しますか、そのときそのときで優先すべき事案が違ったように思っております。

町長からも、いろんなケースがあるけれども、できるところから進めていきたいといったことでございますので、議員からのご指摘は、皆様からの農林水産建設課への激励、ひいては町の将来のためと捉まえまして、地区の皆様と相談しながら、課員共々プランニングしていきたいと思っております。

○議長（谷重幸君） 4番、松下議員。

○4番（松下太一君） ありがとうございます。

町長、私たちも協力いたします。期待いたします。これから本当にもう期待しておりますので、これで質問を終わらせていただきます。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。

再開は11時です。

午前十時五〇分休憩

—————・—————

午前十一時〇〇分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

3番、古山議員の質問を許します。3番、古山議員。

○3番（古山経生君） 3番、古山経生です。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従って一般質問させていただきます。

新人議員につき、失礼がありましたらご容赦ください。

1、まずは、有事への危機意識について質問させていただきます。

ここで言う有事というのは、自然災害ではなく、人為的、いわゆる武力的脅威が起こったときを指します。

南海トラフなどを想定した津波や土砂災害における防災については、ホームページにも分かりやすく掲載されており、力を入れられているのは明瞭ですが、その他の人為的災害において、美浜町として何らかの対策や考えがあるのか、疑問に思いました。

昨今の世界情勢を見ると、ロシアのウクライナ侵攻や、中国による台湾への侵略の可能性も高まっており、緊迫した状態だと言えます。日本においても、中国による尖閣諸島への領海侵入や、北朝鮮によるミサイル発射も今までにないペースであり、この2月23日には長距離巡航ミサイルの試射の実施もされました。この16日にもミサイルが発射されました。昨日、おとついにも発射されました。

和歌山には、民間のロケット基地であるスペースポート紀伊があり、今年の夏にも初号機「カイロス」が打ち上げられようとしています。これは、和歌山県民として非常に誇らしいニュースでもありますが、そこが他国からのミサイル攻撃の標的にならないとも言えません。もちろん、それは日本各地、どこに対しても言えることであります。

南海トラフが来るのが先か、他国からのミサイルや他国軍の侵略が先かは分かりませんが、そんなこと起こるはずがない、平和に慣れてしまった私たちは思うと思います。

しかし、現実には、この令和の時代に戦争が始まっています。私個人としては、危機意識を住民に持ってもらい、防災への意識づけを促すことが大事だと思います。

世界の核シェルターの普及率はどのようになっているか、ご存じでしょうか。スイスやイスラエルで100%、アメリカで82%、韓国では何と100%を上回る323.2%です。我が国、日本はどうでしょうか。日本では、僅かに約0.02%です。各国と比較して、いかに日本が平和ぼけしているかが分かります。

美浜町に核シェルターを造ろうとは言いません。対外国への対策は国のことであり、一市町村ができることは限られているとは思いますが、しかし、今後、トンネルを掘る際や、土地を埋め立て、高台を造る際など、人が避難できる場所をついでに造れないかなど、念頭に置いていただだけでもお願いしたいと思います。

そこで質問させていただきます。

他国からの人的脅威による対策を町長は何かお考えでしょうか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 古山議員の1項目のご質問、有事への危機意識についての他国

からの人的脅威による対策はにお答えいたします。

議員おっしゃるように、昨今の世界情勢について、ロシアの軍事侵攻、中国の海洋進出、北朝鮮ミサイル発射など、日本に影響を及ぼす様々な問題がございます。中でも、北朝鮮から発射された弾道ミサイルが飛来する可能性がある場合については、全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートによる情報伝達を、防災行政無線を通じて、警報のサイレン音とともに注意が必要な地域に呼びかけるほか、エリアメールにより緊急情報が流れます。過去に発射された弾道ミサイルについては、日本の上空を通過し落下したり、日本海に落下したりして、幸いなことに被害を受けることはありませんでした。

さて、ご質問の、今後、トンネルを掘る際や、土地を埋め立て、高台を造る際など、人が避難できる場所を造れないかにつきましては、念頭に置き、そのようなことがある場合は検討いたします。

また、他国から人的脅威につきましては、町として特段の手だてがあるわけではありませんが、内閣官房国民保護ポータルサイトに弾道ミサイル落下時の行動がございます。そこには、緊急情報が流れたら、落ち着いて、直ちに行動をしてください。屋外にいる場合は、近くの建物の中か地下に避難、建物がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る、屋内にいる場合は、窓から離れるか、窓のない部屋に移動するといった行動を取り、身の安全を確保するようになってございます。

これらについては、出前講座や自主防災会連絡委員会などで情報提供していければと考えてございます。

○議長（谷重幸君） 3番、古山議員。

○3番（古山経生君） 再質問させていただきます。

避難場所をご検討いただけるとのこと、ありがとうございます。ミサイルが飛来してくることが現実味を帯びてきています。町民への意識づけをよろしく願います。

2番目の質問にいかさせていただきます。

次に、交換留学制度の復活について質問したいと思います。

以前は、三尾とカナダのバンクーバーとの交流があり、小学生のとき、我が家でもホームステイ先として留学生を受け入れた経験があります。現在は中止されていると聞きました。

私自身の経験からも、若いときに日本以外の国の人や文化に触れることで視野を広め、世の中の多様性に順応していくことは大事だと感じましたし、留学の経験や、こちらに来た留学生と触れ合うことで、世の中のグローバル化に対応できる人材の育成と新しいアイデアで美浜町を盛り立ててくれるのではないかと期待しています。

また、少し前のデータとなりますが、2012年から2021年の日本の自殺者数を見ると、徐々に減ってはいるものの、若年層の自殺者が近年増えているのが気になりました。中学、高校しか世界を知らない若い子たちが悩みを抱え、死を選ぶことは非常に残念でなりません。世の中には学校以外でも大きな世界があるということを知ってもらい、若者が

元気に生きていける社会になってほしいと切に思います。

そこで、藪内町長に質問させていただきます。

交換留学制度を復活させることは可能でしょうか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 古山議員の2項目のご質問、交換留学生の復活についての交換留学制度を復活させることは可能かにお答えいたします。

古山議員ご指摘のように、グローバル化の進行に対応できる人材の育成は重要課題であると考えます。令和4年みはまの教育の美浜町教育基本方針においても、ICT化やグローバル化の進行といった社会変化が予測を超えて進展しているという課題認識の下で、一つの課題に対応できる能力を育むだけでなく、子どもたちに生きる力を獲得させる必要性について記述するとともに、そのためには自分なりに試行錯誤し、多様な他者と協同しながら創造的に生きていくために必要な資質や能力を身につけることがますます重要になると、生きる力獲得のための方向性の一端を示しています。古山議員ご提案の交換留学体験は、まさしくこの趣旨に沿うものであると言えます。

そこで、以前実施いたしました美浜町とカナダとの交流事業についての経緯や実施主体、予算、中止することになったいきさつ等について、当時の資料をひもといってみました。

それによりますと、きっかけとなったのは、昭和63年に開催されたカナダ移住100周年記念事業の中で、青少年の国際交流事業の実施をという提案があったことにより、美浜町国際交流協会を設立し、平成2年8月に6名をカナダのバンクーバーに派遣したのを皮切りに、隔年に派遣し合う青少年国際交流事業として、カナダブリティッシュコロンビア州県人会の青少年との相互交流が始まりました。

交流に係る費用は、当時の竹下内閣がふるさと創生事業として全国の市町村に交付した1億円を積み立てたふるさと基金を活用しております。

この交流事業も、平成16年度及び平成18年度は、カナダブリティッシュコロンビア州県人会からの派遣団を受け入れる年でしたが、来日されませんでした。このように、カナダブリティッシュコロンビア州県人会からの派遣が難しくなったことにより、平成17年度に美浜町から派遣したのもって終了することとなりました。

また、美浜町国際交流協会も平成22年度をもって解散しています。

なお、この交流事業において、美浜町から9回、56名を派遣し、カナダから6回、32名が来町しました。

この交流事業は、100年を超えるカナダ移住の歴史の理解や国際理解、教育の推進に寄与しましたが、諸事情から継続することが困難となりました。

古山議員ご指摘の交換留学制度の復活でございますが、相互交流となると相手方の意向も重要になります。以前の交流事業が終了するに至った経緯を考えますと、交換留学の復活は困難と考えます。

それでは、交換が無理なら、美浜町の青少年を派遣する事業の創設もと考えられなくは

ないですが、自己負担をお願いするにせよ、一部の青少年に公費を充てて派遣することの意義は精査する必要があり、今のところ考えてございません。

○議長（谷重幸君） 3番、古山議員。

○3番（古山経生君） 交換留学制度の事業終了に関して、復活が難しいことは理解できました。

しかしながら、町長の言われた、一部の青少年への公費を充てて派遣することの意義という考え方ですが、応募制で抽せんだったとしても、チャンス自体は皆平等にあったはずですし、青少年育成への投資は大事なことだと思います。私は独身で、子どももいませんが、例えば出産手当等や子ども手当等を受けられないことが不平等だとは思いません。未来の子どもたちへの投資が一部に偏るという考え方だと、何もできなくなります。

ここで質問させていただきます。

町長は、生きる力獲得のための人材育成が重要課題だと言われましたが、では、そのためにどのようなことをしようとお考えですか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 古山議員の再質問にお答えいたします。

チャンス自体、一定にあったと思うということで、本当にチャンスはあったと思うんですが、その当時の、私どもの娘も行かしていただいている。ただ、100千以上のお金が必要であったりということになれば、皆さん、やっぱりチャンスがあっても、出せない家庭もあるかと思えます。そういうことを考えて、その当時の作文でそういう方を決めていたというのもあって、そういうのもいろいろ考えたときに、本当にそれが皆さんにチャンス、一定にあったのかという考えがありました。

今後、生きる力というのを、人材育成ということも、後々いろいろとまた答弁させていただきますが、幼児からいろんな文化、芸術、そういうことを、外国だけでなし、日本の芸術・文化を取得したりとか、そういうこともまた考えていきたいと思っておりますし、子どもたちの学校でいろいろな取組に、また教育課と協議しながら進めていきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 3番、古山議員。

○3番（古山経生君） 今、町長が言われましたように、100千円が自費で払われるのが難しいというお話でしたが、私が知っている限りで、何か今、町がやっていることで少しでもお金が削れるところがあれば削れて、そこをそこに充てるのが可能ではないのでしょうか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 古山議員にお答えいたします。

削って充てる、そういうことも考えられるとは思いますがけれども、これ自体に出していくのが重要なのかということもありますけれども、教育課ともいろいろ、そういうこと

を協議も今後していきたいと思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） 3番、古山議員。

○3番（古山経生君） それでは、3番目の質問にさせていただきます。

税収の増加として、他府県の観光客からお金を落としてもらう方法はないかと考えたとき、やはり美浜町が誇れる観光資源といえば、広い煙樹ヶ浜と松林です。煙樹ヶ浜に町営でスーパー銭湯を建て、海や松を見ながらお風呂につかったりサウナに入ったりできれば、キャンプ場に来た観光客や釣り客だけでなく、地元周辺の皆さんの憩いの場になることは間違いなしと自信を持って言えます。

それに加え、平成16年より開催されていない花火大会が復活できれば、相当な数の観光客が見込めると思います。

コロナ禍で、いろんなイベントがなくなり、この3年間、自粛自粛で鬱々とした生活を送っていた人も多いと思います。しかし、この5月に、コロナは2類からインフルエンザと同じ5類に引き下げられます。これを機会に花火大会の復活を望みます。

そこで、町長に質問させていただきます。

藪内町長の手腕により、美浜町には大きなお金がプールされたとお聞きしました。煙樹ヶ浜にスーパー銭湯を町営で建て、景気づけに花火大会の復活をさせることはできますか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 古山議員の3項目のご質問、煙樹ヶ浜花火大会の復活とスーパー銭湯の建設についての、煙樹ヶ浜にスーパー銭湯を町営で建て、景気づけに花火大会を復活させることはできないのかにお答えいたします。

議員のご質問にもありましたが、以前は、煙樹ヶ浜まつりにおける花火大会など、多くの皆様のご協力により、多くの皆様方に当町へお越しいただいたところでしたが、時代の変遷とともに継続困難となり、現在に至っています。

そこで、現在の当町の観光施策につきましては、煙樹海岸キャンプ場を平成23年度より、町による直営でゴールドンウイークやお盆前後に開設し、新型コロナウイルス感染症が流行する前までの令和元年度までは、当キャンプ場に多くの皆様が来場され、キャンプや釣りなどを楽しんでいただきました。しかし、令和2年度から令和4年度までの3か年につきましては、コロナ禍の影響により閉鎖を余儀なくされたところではありますが、地域おこし協力隊及び会計年度任用職員を任用し、令和5年4月より、通年営業を目指し、開設に向け、現在、準備を進めているところでございます。

そこで、煙樹ヶ浜にスーパー銭湯を町営で建て、景気づけに花火大会を復活させることはできないのかということですが、まずはコロナ禍で閉鎖してきた煙樹海岸キャンプ場を通年開設の上、SNS等を活用しつつ、関係人口の創出を図り、町内でお金を落としてもらうようなやり方を考えていきたいと思っております。

○議長（谷重幸君） 3番、古山議員。

○3番（古山経生君） 再質問に入らせていただきます。

キャンプ場のことは分かりました。キャンプ場で収益を増やしていくということですが、キャンプ場利用者からお金を落としてもらうのはよいとして、無断でキャンプをしている人も見かけます。その方たちからも代金を徴収するようにしていただきたいものです。

最初の質問である花火大会の件に戻ります。

以前、町長がテレビで子どもがお好きだと言われているのを拝見しました。広い煙樹ヶ浜から眺める迫力のある花火を子どもたちに見せ、夢と思い出をあげたいと思うのは僕だけでしょうか。

そこで質問させていただきます。

キャンプ場で収益が上がらなければ、花火大会とスーパー銭湯を前向きに検討していただけるということでしょうか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 無断でキャンプ場にキャンプをしている方、料金を徴収してほしいということですが、キャンプ場内の方については、もう必ず徴収はしております。ただ、駐車場でされている方については、キャンプ場内ではございませんので、そこはちょっと難しいと思いますが、今後、そこら辺もちょっと検討していきたいと考えます。

それとあと、広い煙樹ヶ浜、子どもたちに夢と思い出を、古山議員と私も同じ思いでございます。今は、まだ案ではございますが、令和6年度に町制施行70周年になります。そのときに花火大会がやれたらと、やりたいと関係課に話をしているところです。式典より、住民の皆様思い出に残るようなイベントができればなというふうに考えてございます。そのときには、議員の皆様にもご協力いただくことになると思います。

また、それは今度、毎年できるかといったら、また財政問題もありますので、そこら辺、今後の検討課題になるかと思いますが、まずは70周年にそういうことをやっていきたいなという思いがあります。

また、収益を上げられなければ、じゃ、スーパー銭湯をするのかということですか。

やはり、行政がスーパー銭湯とか、そういうことをするのはちょっと難しいんじゃないか。やっぱり民間にさせていただくという、私はやっぱり餅は餅屋という考えがありまして、やっぱり民間の方にそういうことがあればやってもらいたいというふうには考えますが、町でスーパー銭湯を建築するという考えは、今のところございません。

以上です。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（太田康之君） 古山議員の、キャンプ場以外でキャンプをしている方、お金を取るのかということなんです、なかなか現実的には難しいと思います。キャンプ場のサイト内というのも、県に占用した形で、その地域、その区域として限定として、そのキャンプ客のお金を取るということにしておりますので、なかなか難しいと思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） 3番、古山議員。

○3番（古山経生君） 難しいですね。いや、今回ちょっとそれ思ったのが、私がたまに犬の散歩で松林に行くんですが、そのときに、今はずっとコロナ禍で閉鎖されていました。でも、閉鎖されていたはずですが、結構キャンプやられている方、多かったです。そういうところは、やっぱり注意とか、そういうのはされていたのでしょうか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） キャンプ場内、閉めているところでキャンプをされていることであれば、また注意もしますけれども、それ以外でしたら、こちらから注意はしておりません。

○議長（谷重幸君） 3番、古山議員。

○3番（古山経生君） これで私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。

再開は1時です。

午前十一時二十九分休憩

———・———

午後一時〇〇分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

7番、繁田議員の質問を許します。7番、繁田議員。

○7番（繁田拓治君） それでは、議長の許可を得ましたので、通告に従って質問させていただきます。

まず、町の発展に欠かせない事案についてということをお願いします。

この問題について、私は今までに何回か質問をし、提案をしてみいました。

今回の選挙で、住民の方々からいろんな話を聞かせていただきました。多様な声を聞き、地域に存在するニーズを広く把握し、理解するとともに、地域の情報や施策など、伝えたいことや住民が求めていることをより分かりやすく発信することの大切さなどに気づきました。選挙をするということは、そういった意味でも無投票になるよりは意味があることを実感しました。

住民の声を聞く中で、インフラ整備についてお尋ねいたします。

三尾から本ノ脇まで、トンネルを抜くなりして安全に行けるように早くしてくれないかといった声を何度も聞きました。

そこで質問ですが、七、八年前から日高町、由良町との3町で進めてきている県道御坊由良線改修の進捗状況と今後の見通しについてお聞かせください。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 繁田議員の1項目のご質問、町の発展に欠かせない事案についての県道御坊由良線の進捗状況と今後についてお答えいたします。

現在、県道御坊由良線では、三尾地内及び和田地内において、和歌山県により工事が進行中でございます。

まず、三尾地内において昨年度末から着手しておりました旧三尾郵便局付近の狭小部分につきましては、道路改良工事を実施、既に完成し、供用開始しています。それより以西、旧三尾駐在所付近において、現在、道路改良工事を施工中です。今後は、西出川から大三尾交差点まで、同様に道路拡幅工事を実施していただく予定です。

次に、和田地内におきましても、御倉橋付近で交通安全対策として歩道の設置工事を実施中でございます。

県道御坊由良線において、三尾地内の道路狭小部の解消、和田地内の交通安全対策とともに順調に進捗していると感じていると同時に、事業実施主体である和歌山県、また地元との協力には大変感謝しております。

私としましては、美浜町にとって重要な幹線道路である県道整備について、住民が強く望む交通の利便性の向上、交通安全対策など、事業採択していただけるよう、国や県に対し要望活動を行うなど努力していきたいと考えてございます。

○議長（谷重幸君） 7番、繁田議員。

○7番（繁田拓治君） それでは、再質問させていただきます。

この事業について、やっというか大分進んできているようであります。ありがたいことであると思っております。

ですが、いろいろ考えられますが、今ある県道御坊由良線について見てみますと、ある箇所では台風等の高潮で波をかぶるような県道、場所もあるし、こういったところを中心に進めていくというのは大事なことでありますけれども、どうかと思います。

町長は、以前にも、生活に直結した道路が一番大事、優先したいとおっしゃっておりました。よく分かります。午前中の質問の中でも、そういうのもございました。しかし、幹線道路となると、どうかと思います。地震、津波となると、なおさらであります。こういったことについても、また町の考えも、今後の予定ですか、それもお聞かせ願えたらと思います。

それと、今進めていただいている事業と並行して、以前町長は、三尾の孤立を解消するための命の道が必要である、こういったことについて要望していくということを言っておられました。そういうことになりますと、山の上になってくるんですか、三尾から本ノ脇まで、トンネルを抜いてでもということになろうと思いますが、そういうこともちょっと伺ったこともあるんですが、これについてはどのように進めていこうとお考えですか。

また、トンネルを抜くとなると、本ノ脇まで一気にいくのか、それともちょっと下のほうで出たり入ったりしながら行くのか。午前中の古山議員の質問にもありましたが、トンネル内にシェルターみたいなようなもんも、場所も必要になってくると違うかと考えられたりするんですが、そこら辺について見解をお願いします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 繁田議員の再質問にお答えいたします。

まず、私、以前から、三尾が孤立してしまうので何とか命の道をとということで、県のほうにも国のほうへも行って要望をしております。やはり、地震、津波が来た場合、雨風にもトンネルがあれば、そこへ逃げられるということもあります。もちろん、午前中に質問いただきました古山議員のおっしゃるようなシェルターのことも、そこに逃げるということもできるかと思えます。ですから、やはり命である道、トンネルをぜひにと県にお願いしているところでございますが、こういうことはなかなかすぐに進められることではございません。やはり、言い続けていかないといけないと思っておりますので、今後もずっと引き続き要望活動を続けていきたいと思っておりますので、その際は議員の皆様にも、どうかご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、一気にいくのかとか、そういうお話でしたが、近畿整備局へお伺ひしたとき、そういうお話しました。そしたら、どれぐらいの期間のトンネルなんかという、何キロぐらいあるのか、3キロぐらいあるんじゃないかという、一緒にご同行いただいた議員の方にもおっしゃっていただきました。ちょっと、3キロでは長過ぎるん違うか、一旦、やっぱりどっかで息抜きも必要んじゃないかというふうなこともおっしゃられました。

もちろん、三尾の真ん中の山の上に特別養護老人ホームもございます。そこに100人以上の入所者もおられますので、やはりその方たちの命も大事だという、やっぱりあそこら辺で一回抜いていただいて、また入って行って、私、素人ですから、こんなことできるかどうか分かりません。でも、そういう案も持ちながら、やはり要望活動を続けていきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、繁田議員。

○7番（繁田拓治君） 大変ありがたいお話を伺いました。ひとつ、この件についても、町だけではいけませんので、いろいろと陳情等でよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと並行してですが、私のかねてからいろいろと提案をしております、観光バスが西山一周できるような道路、これについて、日の岬経由で行ったらどうかということは何回かお話しさせていただきました。

私自身、町の発展は日の岬からになるんじゃないかなと、そんなふうを考えておりますし、いずれ人口減少なんかあって、これは仮定の話ですけれども、合併なんかするとなると、日高町からいうても田杭とかそこらは端っこになりますし、美浜町からいっても三尾は行き止まりみたいな、日の岬は行き止まりみたいな感じになりますし、そこをもうつなげておくということは両町にとってもいい話じゃないかなと。

ほいてまあ、日高町の夏、見てみますと、産湯の海水浴場へ何十台も観光バスが来て、そのまま帰っていくんです。阿尾から美浜町の中央公民館まで、大体10キロですが、日高町回っても三尾回っても10キロです。よけ変わらんとするんです。だから、その部分で日の岬経由ということになると、美浜町の発展からしても非常に有利に展開するんじ

やないか、もう、そういう考えでいろいろと提案をしているわけなんですけれども、この件について、先日もある遺族会の方が来られまして、私が七、八年ほど前からこういうことを言い続けておるわけなんです、観光バスが日の岬を經由して西山一周できる、こういう道路について、非常にいいアイデアだということで、いろいろとアドバイスをいただきました。

その中で、この方は、この問題は日高町と美浜町だけの問題と違うぞと。郡の町村会あたりで取り上げていくべき案件であるんじゃないかと。ほいて、そうなると県議会の方にも協力を得なければいけないし、知事のほうにも陳情していかなくてはいけないし、最後は代議士あたりもお願いをして実現していく案件であるんじゃないか。そういうことを代議士にも伝えたこともあるんですが、おお、そうしたらええんちゃうかという返事をいただいておりますが、こういうことについてどんなに考えますか。

それ一つと、同じように御坊駅前に看板が大きいのでありまして、左に行くと道成寺、右に行くと日の岬と書いてあるんです。道成寺といたら観光名所でありますけれども、それに並行して日の岬というのを載せてあります。というのは、それぐらい昔から日の岬というのはいろいろ観光名所になっておったんであろうと思います。そういう看板も、何で掲げておるんかということについても、ひとつ答弁できたらお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 繁田議員の再質問にお答えいたします。

観光バスが西山一周できるような、日の岬からの道を提案していただいておりますが、常々、私もそのお話を聞くたびに、やはり生活道路が大事ということも申し上げてきました。やはり、今、私が進めなくてはいけないことは、このトンネルやと思っています。それができたら、またこういうこともつなげていけると思うんですが、まだ計画にも乗っていない時点でこの観光道路というのは、まだちょっと私にとっては考えられないというふうに思います。

それと、郡の町村会あたりでということですが、やはりこれは日高町と美浜町の県道のつながりですので、日高郡全体でいうたら、まだそこでは協議はできないのかなというふうには考えます。

それと御坊駅の看板については、ちょっとそこら辺、私はお答えできようがございませぬ。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、繁田議員。

○7番（繁田拓治君） いろいろやらなければいけないことが山積しておると思いますが、ひとつ、そういったことも、今言ったことも含めて、また検討していただいて、前向きに進めていただけたらと思います。この件はこれで終わります。

その次の2点目について、大賀ハス池の保存について。

大賀ハスについては、発見されて70年になるそうであります。最初のうちは、今の場所、町が主導権を持ち、町長が会長になり、保護育成を続けてまいりました。その後は、保存会を立ち上げ、今に至っております。

そこで、このハス池敷地の譲渡を受ける考えはないのか、お答えください。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 繁田議員の2項目のご質問、大賀ハス池の保存についてのハス池敷地の譲渡を受ける考えはないのかにお答えいたします。

大賀ハスは、千葉県検見川で約2000年以上前の弥生時代の地層から発見された3粒の種子に端を発するものであり、発見者である大賀一郎博士の名前にちなみ「大賀ハス」と命名された歴史的にも大変価値があるもので、世界的にも注目を集めました。

昭和36年に、大賀一郎博士のまな弟子であった御坊市出身の阪本祐二氏が、分根された大賀ハスを三尾と自宅前のハス池に植え込みました。

最初に、大賀ハスの価値と三尾のハス池に植えられているゆえんの一端を紹介させていただきました。

このように、歴史的にも生物学的にも価値がある大賀ハスを守っていかなければならないという思いは繁田議員と同じでございます。現在は、阪本祐二氏のご子息であらせられる阪本尚生会長の下で、繁田議員をはじめ保存会の皆様に毎年6月もしくは7月に開催する観蓮会や大賀ハス及びハス池の維持管理にご尽力を賜っているところでございます。

町としましても、保存会活動のための費用や維持管理にかかる経費を、ささいとは存じますが、支出させていただいております。また、教育課職員も保存会の皆様と一緒に作業をさせていただいております。

現時点におきましては、ハス池の譲渡を受ける考えはございません。引き続き、保存会の皆様と共にという思いを持って、今後とも大賀ハス保存会の活動に対し、町として支援してまいりたいと考えてございます。

○議長（谷重幸君） 7番、繁田議員。

○7番（繁田拓治君） この説明、細かくしていただきました。私も、こういうこと、よく存じております。

私自身、この阪本祐二先生に高校生のときに教えていただきました。古い武道館のとか、修道館の横の、これまた古い生物教室でありました。その頃も、よくハスの話をされておりました。授業中も、ああ、またハスカイよというぐらいハスの話をよく聞きました。息子さんとも一緒に職場で勤めたこともございます。そういったことで、保存会に入会をいたしました。ちょうどその頃、太田課長が公民館か教育委員会におられた頃だったと記憶しております。

ハスの保存については、同じところで長年にわたっておるものですから、土壌の状態も悪くなってきて、それにイノシシの被害を受けたりして、うまく育ってくれません。私も、盆栽はしておるんですが、同じ土壌で長年育てておりますと、いろんな弊害が生じてくる

ものです。

昨年の観蓮会は雨天中止になったのですが、二階代議士が予定をしているからと見に来られました。そこで、いろいろ話をしたんですが、こんな文化遺産をこのような状態にしておいてはいかんと行って、知事に直接電話をかけてくれました。このハス池だけじゃなく、今言いました日の岬道路の件もあったんですが、そういうことで知事に電話をして、一回見に来てというようなことを言っておられました。

知事も、1日か2日して見えてくれました。町長もご存じだと思います。そのときに、知事は振興局長にお願いしたらどうなということと言われておりましたので、いろいろと相談をして、いい補助金があればと探していただいたんですが、あったんですけども、最終的に私有地であるので、県としては個人の私有地へ補助金を出すというようなことがしぬくいということでありました。

そこで、昨年の暮れにそのハス池の所有者を訪ねて、これは代議士の秘書も同行していただいたんですが、今後の課題も含めてお伺いいたしました。ここでいろいろ話をして、個人の所有地であるので、維持管理をしていく上でいろんな支障も出てきておりますし、県の補助金も受けぬくいといった、そういったもろもろの話を伝えました。会員の方々からも、自分たちだけではもう限界があるぞと、何とかできんかというふうな声もちょこちょこ上がっております。

所有者の方は理解を示してくれまして、そういうことであれば町に寄附をすると、こう言ってくれました。町長に報告をそのときもしたんですが、いい返事をいただけませんでした。こういういろんな経過もあるんですが、いま一度検討願えたらと考えておるんですが、いかがですか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 繁田議員にお答えいたします。

前にも、このお話を議員からお聞きして、やはり町が管理となれば、あの山をどう管理していくのかということになります。やはり、保存会の方も、もう本当に皆さん高齢化になってきて、それがまた職員がそこへかかりっ切りになったり、それがどんな土地であるかということも分かりません。そういう中で、やはり町が譲っていただくということは、今のところ考えてはいません。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、繁田議員。

○7番（繁田拓治君） 今、町長もおっしゃられたように、現在の維持管理については、保存会の会員と事務局の公民館職員の方々で行っております。事務局の方が手伝ってくれるので、かなりというか物すごく助かっておるわけなんです。ほいて、もう近年、高齢になってきまして、保存会のメンバーも亡くなる方も何人か出てきまして、もっと会員を募集せなあかんとかいう話も出ております。

寄附をしていただいたとしても、あそこは雑木林ですから、税金もほん何百円、1千円

とか、幾らかかるんか分かりませんが、ほん安いもんだと思われま。ほいて、管理が、もし最終的にようせんとなっても、ほっといても、周りがもう雑木林ですからね、そう支障はないもんと思われま。

もし、町の所有となると、国やとか県の補助金も受けやすいのではないかと思われま。

振興局長とも話をしたんですが、局長は持ち主のどこへ行く前の話ですけれども、買うとなると、町で買うというのはちょっと難しいやろなと、ほいて保存会で買うということもできんしなと、寄附してくれたら一番ええんやけれども、ちょっとこれ無理かなというようにも言っておられたんです。

そういうこともありましたし、ほいて日の岬のこの上がっていく道ですけれども、前の質問でも西山一周の話をしましたが、もうほとんど上まで、昔の料金所かな、あったあの辺たいまで、もう県道になっておるんですよ。ほやから、田杭から上へ上がってきても、そこまで来たら県道ですからね。ほいて、ハス池へ行く道については、県道からハス池のほん近くまで町道になっておると思います。昔、ユースホステスというのかな、ああいう宿泊所、ホテルあったんですけれども、そこまで町道に認定されております。先日も、課長に伺って図面を見せてもらったら、そんなになっておりました。

ほいて、そういうことで、道もあるし、町がいろいろ、今までの経過からいろいろ推測するんですけれども、いろんなことがあって、今後のことを、町の負担とかそういうのもあり、今、町長おっしゃるようなことがあって、なかなか思い切った、思い切るというか、譲渡していただくというのも決断がつかんのかなと思いますけれども、そういうことでありますので、それと、今まで、最近ではあそこの浜ノ瀬の突堤ですか、あれも譲渡していただいたと思うんですけれども、今後の維持管理とか負担考えたら、ハス池の負担はそんなに金銭的にも要らんのではないかなと考えておりますので、そこら辺も含めて、もう今のところは譲渡を受けることはできないということでもありますけれども、いろいろ考えて、ひとつ前向きに進めていただきたらと思うんですが、最後、いかがですか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 私も、公民館長時代にあの池の肥料をまきに行ったり、草引きを手伝ったり、職員として関わってきました。

それで、あの辺りですが、やはりハス池の上にも家があります。その中で、やっぱり雑木林だから放っておくわけにはやっぱりいかないんですね、自分とこのものとなったら。それで、ほかの住民さんは、やはり民間だったらなかなか言いにくいんですけれども、町のもんらいうたら、もうすぐ言いに来ます。そういう中で、やはり維持管理というのはとても難しい、そのように感じております。

以上です。

○7番（繁田拓治君） はい、分かりました。終わります。

○議長（谷重幸君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後一時三十二分散会
再開は、22日水曜日午前9時です。
お疲れさまでした。